

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

| | | | | | | | | |
|------------|--|--|-----------|-----------|------------|----------|----------|----------|
| 項目名 | 交際費課税の特例措置の拡充・延長 | | | | | | | |
| 税目 | 法人税 | | | | | | | |
| 要望の内容 | <p>交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限（1人あたり5,000円以下）を引き上げるとともに、①飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下））及び交際費等（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>・特例措置の内容 中小法人については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が100億円以下の大法人は①の措置。</p> <p>①資本金の額等が100億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入可能 ②中小法人に係る交際費等については、800万円まで全額損金算入できる。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第61条の4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第37条の4、第37条の5 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第21条の18の4</p> <table border="1" data-bbox="890 1301 1487 1462"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>（精査中） 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table> | | 平年度の減収見込額 | （精査中） 百万円 | （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | （改正増減収額） | （ — 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | （精査中） 百万円 | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | |

| | | |
|-------------------|---|-----|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げがあがる。そして、飲食店等への新規需要が進むことで、産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋げる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>交際費等については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、大きな打撃を受けた日本経済の回復には、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化を図る必要があり、交際費等の使用はこれらに必要な経費であり、企業の売上げの増加につながるものと考えられる。</p> <p>原則として、法人が支出した交際費等を損金に算入することは認められておらず、これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されている。</p> <p>しかしながら、現行制度下においては、「飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入が可能」及び「交際費等について800万円まで全額損金算入が可能」とする特例措置が認められており、これは企業間の取引等において一定の必要性が認められるためであり、企業の事業活動に有益に活用がされていることから、引き続き、延長が必要である。</p> <p>また、飲食を伴う企業活動については、一人当たり5,000円以下の飲食費の範囲で交際費等とならずに損金算入が認められているが、物価の動向等を踏まえると当該上限の下では実施が難しい状況もあることから、当該上限の引き上げも行う必要がある。</p> <p>上記の特例措置の延長及び飲食費の上限（1人あたり5,000円以下）の引き上げにより、企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られ売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も進み、産業全体への追加需要が生まれ、飲食店等や産業全体で売上げが伸びることで、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋がる。</p> | |
| | 今回の要望（租税特別措 | 合理性 |

(「中小企業景況調査」(中小企業庁))の数値等を参考に
する。

租税特別措
置の適用又
は延長期間

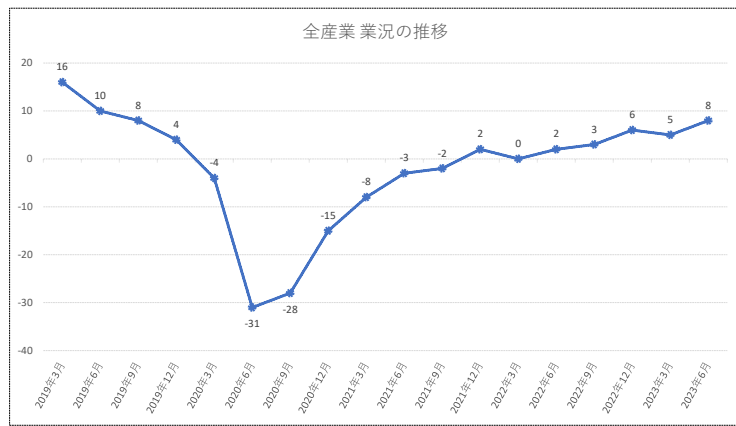
令和6年4月1日～令和8年3月31日まで(2年間)

同上の期間
中の達成
目標

上記「政策の達成目標」に同じ。

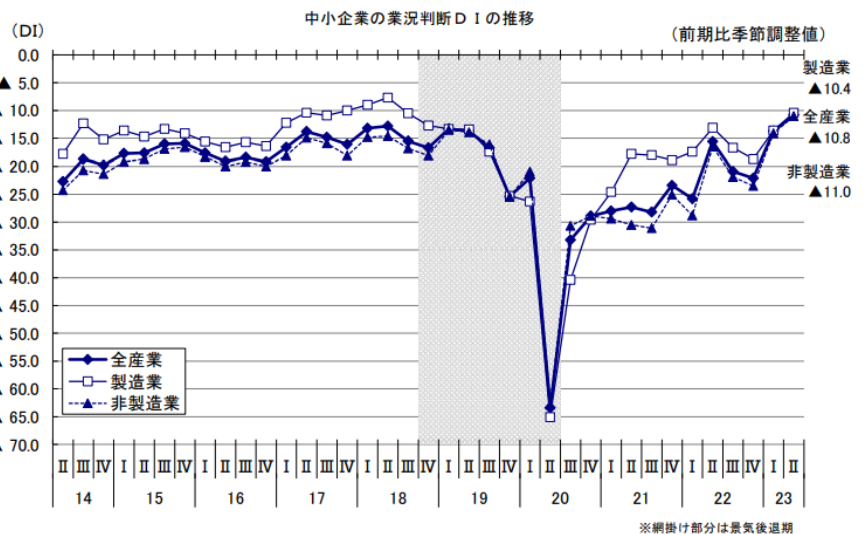
政策目標の
達成状況

日銀短観による業況判断DIは、令和5年6月が全産業で8ポイントとなっているが、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準まではまだ戻っていない。コロナ禍で大きな打撃を受けた経営を回復していくためには、物価高騰等もありコロナ発生前の水準以上に業況が回復する必要がある。



(出典) 「日銀短観」(日本銀行)

新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8(令和5年4～6月)となっている。



(出典) 「中小企業景況調査」(中小企業庁)

有効性

要望の
措置の
適用見込み

本措置は大企業及び中小企業に広く利用されている。交際費等の支出は企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。

○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み

| | | |
|-------------|--|--|
| | | <p>令和6年度 2,376,664社(3,822,354百万円) 令和7年度 2,376,664社(3,822,354百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)より推計(令和元年度実績等を用いて推計)</p> |
| | <p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p> | <p>企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれ、飲食店等や産業全体で売上げが伸びることで、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋がる。</p> <p>中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。</p> <p>上述のとおり、企業における交際費等の使用意向は高く、さらなる使用拡大を図っていくことで、経済の好循環に繋がっていくものであり、そのためには現行の交際費等の特例措置については、引き続き、延長が必須である。さらに、現行制度下では、39.3%の企業が5,000円の範囲内で飲食費を使用しているという実態(日本商工会議所が行ったアンケート調査より)であり、5,000円以下を意識した支出となっていることから、当該上限額の引き上げを行うことは有効な措置である。</p> |
| 相 当 性 | <p>当該要望項目 以外の税制 上の措置</p> | — |
| | <p>予算上の 措置等の 要求内容 及び金額</p> | — |
| | <p>上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係</p> | — |
| | <p>要望の措置 の妥当性</p> | <p>企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。</p> <p>交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取</p> |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| | | <p>引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き、特例措置の延長は必須である。</p> <p>また、飲食を伴う企業活動については、交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限（一人当たり 5,000 円以下）の下では、物価の動向等も踏まえると実施が難しい状況であるため、当該上限の引き上げも必要であり、交際費等支出の拡大のため妥当性があるものとする。</p> <p>（参考：平成 18 年度から CPI は 2 割程度増加。）</p> |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <p>○過去 5 年間の交際費等支出法人数及び損金算入額</p> <p>令和 30 年度 2,344,319 社(2,865,519 百万円)</p> <p>令和元年度 2,353,708 社(2,918,460 百万円)</p> <p>令和 2 年度 2,345,864 社(2,425,551 百万円)</p> <p>令和 3 年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円)</p> <p>令和 4 年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円)</p> <p>※令和 4 年度は推計（令和 3 年度の実績と同等程度適用があると推計）（出典）「会社標本調査」（国税庁）</p> |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | <p>企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応する等の経済の好循環に繋がる。</p> <p>現行の制度下において、交際費等の支出については、特例措置があること、損金算入可能な飲食費の上限（1 人あたり 5,000 円以下）があることにより、交際費等の支出がされている。</p> <p>仮に、交際費等の使用が拡大し飲食店等で新規需要が 100 万円増加すると産業全体への波及効果はさらに 200 万円の追加効果がある。（産業連関表（総務省）による試算）</p> <p>また、中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800 万円）が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。さらに、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることも分かる。</p> |
| | 前回要望時の達成目標 | 上記「政策の達成目標」に同じ。 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>日銀短観による業況判断 DI は、令和 5 年 6 月に全産業で 8 ポイントとなっているが、新型コロナウイルス感染症発生前の水準まではまだ戻っていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断 DI は▲10.8（令和 5 年 4～6 月）となっている。</p> <p>（上記「政策目標の達成状況」参照）</p> |

これまでの
要望経緯

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

(昭和 29 年創設)

| | 対象法人 (資本金別) | 損金算入限度額等 |
|--------------------------|--|--|
| 昭和 57 年度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除 (300 万円) |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除 (400 万円) |
| 平成 6 年度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除 (300 万円) × 90% |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除 (400 万円) × 90% |
| 平成 10 年度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除 (300 万円) × 80% |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除 (400 万円) × 80% |
| 平成 14 年度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除 (400 万円) × 80% |
| 平成 15 年度 | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除 (400 万円) × 90% |
| 平成 18 年度 | 全法人 | 一人当たり 5000 円以下の 飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件 のもとで交際費の範囲から 除外。 |
| 平成 21 年度 (経済危機 対策) | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除 (600 万円) × 90% |
| 平成 25 年度 | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止) |
| 平成 26 年度 | 1 億円超 | 飲食費 50%まで損金算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除限度額 (800 万 円) までの損金算入又は飲 食費 50%まで損金算入の選 択適用 |
| 平成 28 年度 | 2 年間の延長 (平成 29 年度末まで) | |
| 平成 30 年度 | 2 年間の延長 (平成 31 年度末まで) | |
| 令和 2 年度 | 資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用 除外とした上で、2 年間の延長 (令和 4 年 度末まで) | |

| | | | |
|--|-------|--|--|
| | 令和3年度 | <p>飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。</p> | |
| | 令和4年度 | 2年間の延長（令和5年度末まで） | |